

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第68号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可を受けないで港湾施設を使用した場合の使用料)</p> <p>第8条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この号において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合 その年中においては、<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合</p> <p>イ 各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合以上である場合 年14.6パーセントの割合</p> <p>3 略</p>	<p>(許可を受けないで港湾施設を使用した場合の使用料)</p> <p>第8条の7 略</p> <p>2 条例別表の1の表の備考8及び2の表の備考9に規定する規則で定める額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に当該使用を開始した日の属する月の翌々月（当該使用の期間が複数年度にわたる場合における当該使用を開始した日の属する年度の次年度以後の年度分にあつては、各年度の5月）の初日から納付の日（当該使用料に係る延滞金を徴収される場合にあつては、当該使用料の納期限）までの期間の日数に応じ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した額</p> <p>ア 各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この号において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合 その年（以下この号において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合</p> <p>イ 各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合以上である場合 年14.6パーセントの割合</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。